

熟議『学校選択制』開催要領

(設置)

第1条 本要領は、本市における学校選択制について、熟議『学校選択制』（以下「熟議」という。）の開催に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 熟議は、次の事項について議論するものとする。

- (1) 本市における学校選択制の制度内容及び課題への対応策
- (2) 本市における指定外就学の制度内容及び課題への対応策
- (3) その他必要な事項

(構成)

第3条 熟議は、次の掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学校PTA代表
- (2) 地域代表
- (3) 学識経験者
- (4) 公募委員
- (5) 教育委員代表
- (6) 区長代表
- (7) 小・中学校長代表

(任期)

第4条 委員の任期は、平成24年9月30日までとする。

(進行役)

第5条 熟議には進行役（以下、ファシリテーターという。）を複数名置く。

- 2 ファシリテーターは、議事の進行及び意見集約を担う。

(会議)

第6条 熟議は、教育委員会教育長が招集する。

- 2 委員の要請を受け、ファシリテーターが必要があると認めたときは、委員以外の者の熟議への出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 3 委員（公募を除く）は、やむをえない事情により熟議に出席できないときは、ファシリテーターの承認を得たうえで、代理者を出席させることができる。

(公開)

第7条 熟議は、公開とする。ただし、本市の会議の公開基準に基づいて、公表することが適当でない事項は非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 熟議の庶務は、教育委員会事務局学事課において処理する。

附則

この要領は、平成24年4月26日から施行する。

この要領は、平成24年8月1日から施行する。